

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

第五条第二項中「、個人情報」を「、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、第六条、第七条及び第五十二条第一項において同じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の収集の制限)

第五条の二 実施機関は、番号利用法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報収集してはならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第六条の二 実施機関は、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、個人情報の本人の同意があり、又は個人情報の本人の同意を得ることが困難であるときは、収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用することができる。ただし、個人情報を収集の目的以外の目的のために自ら利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号利用法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個

人情報を提供してはならない。

第十二条第二項中「法定代理人」の下に「（請求に係る個人情報that特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第十四条第二号及び第八号、第二十六条第二項並びに第三十四条第二項において同じ。）」を加える。

第十三条第二項中「法定代理人」の下に「（個人情報that特定個人情報である場合にあっては、個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人。第二十七条第二項第二号及び第三十五条第二項において同じ。）」を加える。

第十四条第八号中「当該未成年者又は成年被後見人」の下に「（開示請求に係る個人情報that特定個人情報である場合にあっては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人）」を加える。

第三十四条第一項第一号中「第三項まで」の下に「若しくは第五条の二」を加え、「又は第六条第一項」を「第六条第一項」に改め、「第二項」の下に「若しくは第六条の二第一項若しくは第二項」を、「いるとき」の下に「、番号利用法第二十条の規定に違反して保管されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第二号中「第三項まで」の下に「又は第六条の二第三項」を加える。

第六十一条第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」を「番号利用法」に改める。

第二条 奈良県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 情報提供等記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報という。

第六条の二第二項中「特定個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第二十一条第一項及び第三十二条第一項中「個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第三十三条中「提供先」の下に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号

利用法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）」を加える。

第三十四条第一項中「とする個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

附 則

この条例の規定中第一条の規定は平成二十七年十月五日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。